

区分		状態	区分	状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態	A	何らかの変状が生じる可能性は低い
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい状態	B	致命的な状態となる可能性は低いものの何らかの変状が生じる可能性がある
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態	C	致命的な状態となる可能性がある
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態		

※所見の文字色と想定する状況の文字色が関連している。

■点検結果一覧表(報告様式)

1. 八幡橋		408011401										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		A	A	A	—						II	
上部構造		B	A	A	—	無	無	無	有	—		無
下部構造		A	A	A	—	—	無	無	—	無		無
上下接続部		A	A	A	—	—	—	—	有	—		—
その他(フェールセーフ)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(伸縮装置)		A	—	—	—	無	—	—	無	—		—
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・主桁に腐食による板厚減少が確認された。「構造安全性」、「供用安全性」の観点から損傷の状況を鑑み上部構造の活荷重の評価をBとし、橋全体の評価をAとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・主桁に腐食による板厚減少(防食機能の劣化)が確認された。 ・支承本体に防食機能の劣化が確認された。</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・コンクリート床版に遊離石灰の滲出、床版ひび割れが確認された。 ・橋脚梁部にはく離・鉄筋露出が確認された。 ・支承本体に腐食が確認された。 ・伸縮装置に遊離異常が確認された。</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・(3)で確認された損傷においてはただちに致命的な状態になるとは考えにくい、活荷重等の影響により損傷の進行が生じる可能性があるため、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「A:何らかの変状が生じる可能性は低い」と判断されたが、(4)妥当と考えられる措置から予防保全的に何らかの対策を講じることが望ましい状況であると判断したため「II」判定とした。</p>										

2. 赤平橋		408012601										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		A	B	B	—						I	
上部構造		A	A	A	—	無	無	無	無	—		無
下部構造		A	B	B	—	—	無	無	—	無		無
上下接続部		A	A	A	—	—	—	—	無	—		—
その他(フェールセーフ)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(伸縮装置)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・補修工事済みであり「構造安全性」「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるが、下部構造がバイルベント形式であることを鑑み地震および豪雨出水の評価をBとし、橋全体の評価をAとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・特になし</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・橋台と主桁の接触が確認された。</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・健全なところについては、「構造安全性」、「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため次回点検まで維持作業程度とし、経過観察とする。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「A:何らかの変状が生じる可能性は低い」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から道路橋の機能に支障が生じていない状態であると判断したため「I」判定とした。</p>										

3. 新館橋		408012801										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		C	C	B	—						III	
上部構造		A	A	A	—	無	無	無	有	—		有
下部構造		C	C	B	—	—	無	無	—	無		有
上下接続部		A	A	A	—	—	—	—	有	—		—
その他(フェールセーフ)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(伸縮装置)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・橋脚の橋軸方向への傾斜が確認された。「構造安全性」、「供用安全性」の観点から損傷の状況を鑑み橋全体の活荷重および地震の評価をC、豪雨出水をBとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・主桁に防食機能の劣化が確認された。 ・コンクリート床版に凍害の進展が確認された。 ・橋台、橋脚に凍害の進展が確認された。 ・支承本体に防食機能の劣化が確認された。</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・主桁に腐食が確認された。 ・コンクリート床版にはく離・鉄筋露出、うきが確認された。 ・橋台梁部、柱部にはく離・鉄筋露出が確認された。 ・橋脚・橋脚柱部にひび割れ、遊離石灰、うき、橋脚の橋軸方向への傾斜が確認された。 ・支承本体に腐食が確認された。</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・(3)で確認された損傷においてはただちに致命的な状態になるとは考えにくい、活荷重等の影響により損傷の進行が生じる可能性があるため、早期措置を講じることが望ましい。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「C:致命的な状態となる可能性がある」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から早期措置的に何らかの対策を講じることが望ましい状況であると判断したため「III」判定とした。</p>										

4. 喜藤橋		408013101										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		A	A	A	—						I	
上部構造		A	A	A	—	無	無	無	無	—		無
下部構造		A	B	B	—	—	無	無	—	無		無
上下接続部		A	A	A	—	—	—	—	無	—		—
その他(フェールセーフ)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(伸縮装置)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・「構造安全性」「供用安全性」の観点からは問題なく、顕著な損傷も確認されなかったため橋全体の評価をAとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・特になし</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・特になし</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・健全なところについては、「構造安全性」、「供用安全性」の観点からは問題なく、顕著な損傷も確認されなかったため次回点検まで維持作業程度とし、経過観察とする。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「A:何らかの変状が生じる可能性は低い」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から道路橋の機能に支障が生じていない状態であると判断したため「I」判定とした。</p>										

【想定する状況】
活荷重：通常の供用では極めて起こりにくい程度の重量の車両の複数台同時載荷など過大な活荷重、地震：道路管理者が緊急点検を行う程度以上の規模が大きく稀な地震
豪雨・出水：橋の条件によっては被災可能性があるような稀な洪水等、その他：道路橋の構造条件等によっては被災可能性があるような台風等の暴風
『自治体から寄せられた主な意見に対する考え方(参考)』より

区分		状態	区分	状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態	A	何らかの変状が生じる可能性は低い
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい状態	B	致命的な状態となる可能性は低いものの何らかの変状が生じる可能性がある
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態	C	致命的な状態となる可能性がある
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態		

※所見の文字色と想定する状況の文字色が関連している。

■点検結果一覧表(報告様式)

9. 境ノ沢こ道橋		408036301										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		A	A	—	—							I
上部構造		A	A	—	—	無	無	無	有	—	無	
下部構造		A	A	—	—	—	無	無	—	—	有	
上下接続部		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他(フェールセーフ)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他(伸縮装置)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・「構造安全性」「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため橋全体の評価をAとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・主桁と下横構に防食機能の劣化が確認された。 ・橋台縦壁に凍害の進展が確認された。</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・主桁と下横構に腐食が確認された。 ・コンクリート床版に遊離石灰の滲出が確認された。 ・橋台縦壁に乾燥収縮にひび割れ、はく離、遊離石灰の滲出が確認された。</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・(3)で確認された損傷においては「構造安全性」、「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため次回点検まで維持作業程度とし、経過観察とする。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「A:何らかの変状が生じる可能性は低い」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から道路橋の機能に支障が生じていない状態であると判断したため「I」判定とした。</p>										

10. 大筋橋		408036801										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		A	A	A	—							I
上部構造		A	A	A	—	無	無	無	—	—	有	
下部構造		A	A	A	—	—	無	無	—	無	有	
上下接続部		A	A	A	—	—	—	—	—	—	—	
その他(フェールセーフ)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他(伸縮装置)		A	—	—	—	無	—	—	—	—	—	
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・「構造安全性」「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため橋全体の評価をAとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・コンクリート床版に凍害の進展が確認された。 ・橋台縦壁に凍害の進展が確認された。</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・主桁、横桁にかぶり不足に因る鉄筋露出、端横桁にひび割れが確認された。 ・コンクリート床版にはく離、床版ひび割れが確認された。 ・橋台縦壁にはく離、うきが確認された。 ・支承本体の劣化、沓座モルタルの変形・欠損が確認された。</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・(3)で確認された損傷においては「構造安全性」、「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため次回点検まで維持作業程度とし、経過観察とする。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「A:何らかの変状が生じる可能性は低い」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から道路橋の機能に支障が生じていない状態であると判断したため「I」判定とした。</p>										

11. 東道ノ上こ道橋		408036802										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		A	A	—	—							I
上部構造		A	A	—	—	無	無	無	—	—	無	
下部構造		A	A	—	—	—	無	無	—	—	無	
上下接続部		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他(フェールセーフ)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他(伸縮装置)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・「構造安全性」「供用安全性」の観点からは問題なく、顕著な損傷も確認されなかったため橋全体の評価をAとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・特になし</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・特になし</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・健全なところについては、「構造安全性」、「供用安全性」の観点からは問題なく、顕著な損傷も確認されなかったため次回点検まで維持作業程度とし、経過観察とする。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「A:何らかの変状が生じる可能性は低い」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から道路橋の機能に支障が生じていない状態であると判断したため「I」判定とした。</p>										

12. 第2花向橋		408040901										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		A	A	A	—							I
上部構造		A	A	A	—	無	無	無	—	—	無	
下部構造		A	A	A	—	無	無	無	—	無	有	
上下接続部		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他(フェールセーフ)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他(伸縮装置)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0	
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・補修工事済みであり「構造安全性」「供用安全性」の観点からは問題なく、顕著な損傷も確認されなかったため橋全体の評価をAとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・橋台縦壁に凍害の進展が確認された。</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・橋台縦壁にはく離(スケーリング)が確認された。</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・健全なところについては、「構造安全性」、「供用安全性」の観点からは問題なく、顕著な損傷も確認されなかったため次回点検まで維持作業程度とし、経過観察とする。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「A:何らかの変状が生じる可能性は低い」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から道路橋の機能に支障が生じていない状態であると判断したため「I」判定とした。</p>										

【想定する状況】
活荷重：通常の供用では極めて起こりにくい程度の重量の車両の複数台同時載荷など過大な活荷重、地震：道路管理者が緊急点検を行う程度以上の規模が大きく稀な地震
豪雨・出水：橋の条件によっては被災可能性があるような稀な洪水等、その他：道路橋の構造条件等によっては被災可能性があるような台風等の暴風
『自治体から寄せられた主な意見に対する考え方(参考)』より

区分		状態	区分	状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態	A	何らかの変状が生じる可能性は低い
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい状態	B	致命的な状態となる可能性は低いものの何らかの変状が生じる可能性がある
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態	C	致命的な状態となる可能性がある
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態		

※所見の文字色と想定する状況の文字色が関連している。

■点検結果一覧表(報告様式)

2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘	その他(凍害)		
13. 花切橋	408041001											I
部材	A	A	A	—	無	—	—	無	—	—		
橋(全体として)	A	A	A	—	無	—	—	無	—	—		
上部構造	A	A	A	—	無	—	—	無	—	—		
下部構造	A	A	A	—	—	無	無	—	無	無		
上下接続部	A	A	A	—	—	—	—	—	—	—		
その他(フェールセーフ)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
その他(伸縮装置)	A	—	—	—	無	—	—	—	—	—		
所見	<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・「構造安全性」「供用安全性」の観点からは問題なく、顕著な損傷も確認されなかったため橋全体の評価をAとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・特になし</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・特になし</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・健全なところについては、「構造安全性」、「供用安全性」の観点からは問題なく、顕著な損傷も確認されなかったため次回点検まで維持作業程度とし、経過観察とする。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「A:何らかの変状が生じる可能性は低い」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から道路橋の機能に支障が生じていない状態であると判断したため「I」判定とした。</p>											

2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘	その他(凍害)		
14. 湖畔橋	408041002											II
部材	A	A	A	—	無	無	無	有	—	無		
橋(全体として)	B	A	A	—	無	無	無	有	—	無		
上部構造	B	A	A	—	無	無	無	有	—	無		
下部構造	A	A	A	—	—	無	無	—	無	無		
上下接続部	A	A	A	—	—	—	—	—	—	—		
その他(フェールセーフ)	—	A	—	—	—	—	—	無	—	—		
その他(伸縮装置)	A	—	—	—	無	—	—	有	—	—		
所見	<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・コンクリート床版に床版ひび割れ、遊離石灰の滲出が確認された。「構造安全性」、「供用安全性」の観点から損傷の状況を鑑み上部構造の活荷重の評価をB、橋全体の評価をAとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・下横構に防食機能の劣化が確認された。 ・コンクリート床版に床版ひび割れ、遊離石灰の滲出が確認された。 ・沓座モルタルに変形・欠損が確認された。 ・伸縮装置のフェイスプレートに腐食が確認された。</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・橋台壁、橋脚柱部にひび割れが確認された。</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・(3)で確認された損傷においては「A:何らかの変状が生じる可能性は低い」と判断されたが、(4)妥当と考えられる措置から予防保全の観点から措置を講じることが望ましい。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「A:何らかの変状が生じる可能性は低い」と判断されたが、(4)妥当と考えられる措置から予防保全的に何らかの対策を講じることが望ましい状況であると判断したため「II」判定とした。</p>											

2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘	その他(凍害)		
15. 沼崎本村跨線橋	408043702											I
部材	A	A	—	—	無	—	—	有	—	—		
橋(全体として)	A	A	—	—	無	—	—	有	—	—		
上部構造	A	A	—	—	無	—	—	有	—	—		
下部構造	A	A	—	—	—	無	無	—	—	有		
上下接続部	A	A	—	—	—	—	—	—	—	—		
その他(フェールセーフ)	A	A	—	—	—	—	無	—	—	—		
その他(伸縮装置)	A	—	—	—	無	—	—	有	—	—		
所見	<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・「構造安全性」「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため橋全体の評価をAとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・鋼床版に防食機能の劣化が確認された。 ・橋台翼壁に凍害の進展が確認された。 ・伸縮装置のフェイスプレートに腐食が確認された。</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・橋台壁にひび割れ、遊離石灰の滲出、橋台翼壁にはく離が確認された。</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・(3)で確認された損傷においては「構造安全性」、「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため次回点検まで維持作業程度とし、経過観察とする。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「A:何らかの変状が生じる可能性は低い」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から道路橋の機能に支障が生じていない状態であると判断したため「I」判定とした。</p>											

2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘	その他(凍害)		
16. 南平跨線橋	408052001											I
部材	A	A	—	—	無	無	無	有	—	無		
橋(全体として)	A	A	—	—	無	無	無	有	—	無		
上部構造	A	A	—	—	無	無	無	有	—	無		
下部構造	A	A	—	—	—	無	無	—	—	無		
上下接続部	A	A	—	—	—	—	—	無	—	—		
その他(フェールセーフ)	A	A	—	—	—	—	—	無	—	—		
その他(伸縮装置)	A	—	—	—	無	—	—	無	—	—		
所見	<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・「構造安全性」「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため橋全体の評価をAとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・主桁に腐食、防食機能の劣化が確認された。</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・コンクリート床版に遊離石灰の滲出、床版ひび割れが確認された。</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・(3)で確認された損傷においては「構造安全性」、「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため次回点検まで維持作業程度とし、経過観察とする。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「A:何らかの変状が生じる可能性は低い」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から道路橋の機能に支障が生じていない状態であると判断したため「I」判定とした。</p>											

【想定する状況】
活荷重：通常の供用では極めて起こりにくい程度の重量の車両の複数台同時載荷など過大な活荷重、地震：道路管理者が緊急点検を行う程度以上の規模が大きく稀な地震
豪雨・出水：橋の条件によっては被災可能性があるような稀な洪水等、その他：道路橋の構造条件等によっては被災可能性があるような台風等の暴風
『自治体から寄せられた主な意見に対する考え方(参考)』より

区分		状態	区分	状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態	A	何らかの変状が生じる可能性は低い
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい状態	B	致命的な状態となる可能性は低いものの何らかの変状が生じる可能性がある
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態	C	致命的な状態となる可能性がある
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態		

※所見の文字色と想定する状況の文字色が関連している。

■点検結果一覧表(報告様式)

17. 大沢ご道橋		408053503										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		A	A	—	—							I
上部構造		A	A	—	—	無	無	無	—	—	無	
下部構造		A	A	—	—	—	無	無	—	—	無	
上下接続部		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他(フェールセーフ)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他(伸縮装置)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0	
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・「構造安全性」「供用安全性」の観点からは問題なく、顕著な損傷も確認されなかったため橋全体の評価をAとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・特になし</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・特になし</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・健全なところについては、「構造安全性」、「供用安全性」の観点からは問題なく、顕著な損傷も確認されなかったため次回点検まで維持作業程度とし、経過観察とする。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「A:何らかの変状が生じる可能性は低い」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から道路橋の機能に支障が生じていない状態であると判断したため「I」判定とした。</p>										

18. 新山橋		408055001										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		B	A	A	—							II
上部構造		B	A	A	—	無	無	無	—	—	有	
下部構造		A	A	A	—	—	無	無	—	無	無	
上下接続部		A	A	A	—	—	—	—	—	—	—	
その他(フェールセーフ)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他(伸縮装置)		A	—	—	—	無	—	—	—	—	—	
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・主桁にはく離、定着部の異常が確認された。「構造安全性」、「供用安全性」の観点から損傷の状況を鑑み、上部構造および橋全体の活荷重の評価をBとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・端横桁に凍害の進展が確認された。</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・主桁にはく離、定着部の異常、端横桁にはく離が確認された。 ・コンクリート床版にかぶり不足による鉄筋露出、遊離石灰の滲出が確認された。 ・支承本体の劣化が確認された。 ・伸縮装置のフェイスプレートに路面との段差が確認された。</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・(3)で確認された損傷においてはただちに致命的な状態になるとは考えにくい、活荷重等の影響により損傷の進行が生じる可能性があるため、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「B:致命的な状態となる可能性は低いものの何らかの変状が生じる可能性がある」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から予防保全的に何らかの対策を講じることが望ましい状況であると判断したため「II」判定とした。</p>										

19. 虫神ご道橋		408099901										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		A	A	—	—							I
上部構造		A	A	—	—	無	無	無	—	—	無	
下部構造		A	A	—	—	—	無	無	—	—	無	
上下接続部		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他(フェールセーフ)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他(伸縮装置)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・「構造安全性」「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため橋全体の評価をAとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・特になし</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・ラーメン主構(脚)にひび割れが確認された。</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・健全なところについては、「構造安全性」、「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため次回点検まで維持作業程度とし、経過観察とする。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「A:何らかの変状が生じる可能性は低い」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から道路橋の機能に支障が生じていない状態であると判断したため「I」判定とした。</p>										

20. 大沢地区ご道橋		408099902										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		A	A	—	—							I
上部構造		A	A	—	—	無	無	無	—	—	無	
下部構造		A	A	—	—	—	無	無	—	無	無	
上下接続部		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他(フェールセーフ)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他(伸縮装置)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・「構造安全性」「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため橋全体の評価をAとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・特になし</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・ラーメン主構(桁)にひび割れ、遊離石灰の滲出が確認された。 ・コンクリート床版に遊離石灰の滲出が確認された。</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・健全なところについては、「構造安全性」、「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため次回点検まで維持作業程度とし、経過観察とする。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「A:何らかの変状が生じる可能性は低い」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から道路橋の機能に支障が生じていない状態であると判断したため「I」判定とした。</p>										

【想定する状況】
活荷重：通常の供用では極めて起こりにくい程度の重量の車両の複数台同時載荷など過大な活荷重、地震：道路管理者が緊急点検を行う程度以上の規模が大きく稀な地震
豪雨・出水：橋の条件によっては被災可能性があるような稀な洪水等、その他：道路橋の構造条件等によっては被災可能性があるような台風等の暴風
『自治体から寄せられた主な意見に対する考え方(参考)』より

区分		状態	区分	状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態	A	何らかの変状が生じる可能性は低い
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい状態	B	致命的な状態となる可能性は低いものの何らかの変状が生じる可能性がある
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態	C	致命的な状態となる可能性がある
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態		

※所見の文字色と想定する状況の文字色が関連している。

■点検結果一覧表(報告様式)

21. 寒水橋		408100301										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		A	A	A	—						I	
上部構造		A	A	A	—	無	無	無	—	—		無
下部構造		A	A	A	—	—	無	無	—	無		無
上下接続部		A	A	A	—	—	—	—	—	—		—
その他(フェールセーフ)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(伸縮装置)		A	—	—	—	無	—	—	—	—		—
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・「構造安全性」「供用安全性」の観点からは問題なく、顕著な損傷も確認されなかったため橋全体の評価をAとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・特になし</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・特になし</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・健全なところについては、「構造安全性」、「供用安全性」の観点からは問題なく、顕著な損傷も確認されなかったため次回点検まで維持作業程度とし、経過観察とする。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「A:何らかの変状が生じる可能性は低い」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から道路橋の機能に支障が生じていない状態であると判断したため「I」判定とした。</p>										

22. 小川橋		408100801										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		A	A	A	—						I	
上部構造		A	A	A	—	無	無	無	—	—		無
下部構造		A	A	A	—	—	無	無	—	無		無
上下接続部		A	A	A	—	—	—	—	—	—		—
その他(フェールセーフ)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(伸縮装置)		A	—	—	—	無	—	—	—	—		—
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・「構造安全性」「供用安全性」の観点からは問題なく、顕著な損傷も確認されなかったため橋全体の評価をAとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・特になし</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・特になし</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・健全なところについては、「構造安全性」、「供用安全性」の観点からは問題なく、顕著な損傷も確認されなかったため次回点検まで維持作業程度とし、経過観察とする。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「A:何らかの変状が生じる可能性は低い」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から道路橋の機能に支障が生じていない状態であると判断したため「I」判定とした。</p>										

23. 大川橋		408100802										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		B	A	A	—						II	
上部構造		A	A	A	—	無	無	無	—	—		有
下部構造		B	B	B	—	—	無	無	—	無		有
上下接続部		A	A	A	—	—	—	—	—	—		—
その他(フェールセーフ)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(伸縮装置)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・橋台堅壁にひび割れ、はく離、遊離石灰の滲出が確認された。「構造安全性」、「供用安全性」の観点から損傷の状況を鑑み下部構造の活荷重、地震、豪雨・出水の評価をB、および橋全体の活荷重の評価をBとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・主桁に凍害の進展が確認された。 ・橋台堅壁、橋台胸壁に凍害の進展が確認された。</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・主桁にはく離(スケーリング)、遊離石灰の滲出が確認された。 ・橋台堅壁にひび割れ、はく離(スケーリング)、遊離石灰の滲出、橋台胸壁にはく離(スケーリング)、橋台その他にひび割れ、遊離石灰の滲出が確認された。</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・(3)で確認された損傷においてはただちに致命的な状態になるとは考えにくい、活荷重等の影響により損傷の進行が生じる可能性があるため、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「B:致命的な状態となる可能性は低いものの何らかの変状が生じる可能性がある」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から予防保全的に何らかの対策を講じることが望ましい状況であると判断したため「II」判定とした。</p>										

24. 浜台橋		408100803										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		A	A	A	—						I	
上部構造		A	A	A	—	無	無	無	—	—		無
下部構造		A	A	A	—	—	無	無	—	無		無
上下接続部		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(フェールセーフ)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(伸縮装置)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・「構造安全性」「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため橋全体の評価をAとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・特になし</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・主桁に遊離石灰の滲出が確認された。 ・橋台堅壁に遊離石灰の滲出が確認された。</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・(3)で確認された損傷においては「構造安全性」、「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため次回点検まで維持作業程度とし、経過観察とする。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「A:何らかの変状が生じる可能性は低い」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から道路橋の機能に支障が生じていない状態であると判断したため「I」判定とした。</p>										

【想定する状況】
活荷重：通常の供用では極めて起こりにくい程度の重量の車両の複数台同時載荷など過大な活荷重、地震：道路管理者が緊急点検を行う程度以上の規模が大きく稀な地震
豪雨・出水：橋の条件によっては被災可能性があるような稀な洪水等、その他：道路橋の構造条件等によっては被災可能性があるような台風等の暴風
『自治体から寄せられた主な意見に対する考え方(参考)』より

区分		状態	区分	状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態	A	何らかの変状が生じる可能性は低い
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい状態	B	致命的な状態となる可能性は低いものの何らかの変状が生じる可能性がある
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態	C	致命的な状態となる可能性がある
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態		

※所見の文字色と想定する状況の文字色が関連している。

■点検結果一覧表(報告様式)

25. 土場川橋		408101001		想定する状況							特定事象の有無(有もしくは無)			橋梁健全度	
2024		活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘	その他(凍害)				
部材	評価項目														
橋(全体として)		B	A	A	—										
上部構造		B	A	A	—	無	無	無	—	—	有				
下部構造		A	A	A	—	—	無	無	—	無	無				
上下接続部		A	A	A	—	—	—	—	—	—	—				
その他(フェールセーフ)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
その他(伸縮装置)		A	—	—	—	無	—	—	—	—	—				
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・主桁にひび割れ、はく離・鉄筋露出、遊離石灰の滲出が確認された。「構造安全性」、「供用安全性」の観点から損傷の状況を鑑み上部構造および橋全体の活荷重の評価をBとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・主桁に凍害の進展が確認された。</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・主桁にひび割れ、はく離・鉄筋露出、遊離石灰の滲出が確認された。 ・コンクリート床版にひび割れ、はく離・鉄筋露出、遊離石灰の滲出が確認された。 ・橋台堅壁にひび割れ、橋台胸壁にひび割れとはく離・鉄筋露出が確認された。 ・橋脚梁部にひび割れ、遊離石灰の滲出、橋脚柱部にひび割れが確認された。 ・支承本体の劣化、沓座モルタルの破損が確認された。 ・フェイスプレート(ゴム製)の変形・欠損、目地材の劣化が確認された。</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・(3)で確認された損傷においては「た」だけに致命的な状態になるとは考えにくい、活荷重等の影響により損傷の進行が生じる可能性があるため、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「A:何らかの変状が生じる可能性は低い」と判断されたが、(4)妥当と考えられる措置から予防保全的に何らかの対策を講じることが望ましい状況であると判断したため「II」判定とした。</p>													

26. 水尻橋		408101302		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度
2024		活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘	その他(凍害)		
部材	評価項目												
橋(全体として)		A	A	A	—								
上部構造		A	A	A	—	無	無	無	—	—	有	I	
下部構造		A	A	A	—	—	無	無	—	無	有		
上下接続部		A	A	A	—	—	—	—	—	—	—		
その他(フェールセーフ)		—	B	—	—	—	—	無	—	—	—		
その他(伸縮装置)		A	—	—	—	無	—	—	—	—	—		
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・「構造安全性」「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるが、フェールセーフは現行基準の照査が必要であると判断されたため、フェールセーフの地震の評価をB、橋全体の評価をAとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・主桁に凍害の進展が確認された。</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・主桁にはく離(スケーリング)が確認された。 ・コンクリート床版に遊離石灰の滲出が確認された。 ・橋台堅壁にはく離(スケーリング)、うきが確認された。 ・橋脚梁部にひび割れ、遊離石灰の滲出が確認された。 ・支承本体の劣化が確認された。</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・(3)で確認された損傷においては「構造安全性」、「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため次回点検まで維持作業程度とし、経過観察とする。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「A:何らかの変状が生じる可能性は低い」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から道路橋の機能に支障が生じていない状態であると判断したため「I」判定とした。</p>											

27. 公園橋		408101601		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度
2024		活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘	その他(凍害)		
部材	評価項目												
橋(全体として)		A	A	A	—								
上部構造		A	A	A	—	無	無	無	無	—	無	I	
下部構造		A	A	A	—	—	無	無	—	無	無		
上下接続部		A	A	A	—	—	—	無	—	—	—		
その他(フェールセーフ)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
その他(伸縮装置)		A	—	—	—	無	—	—	無	—	—		
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・補修工事済みであり「構造安全性」「供用安全性」の観点からは問題なく損傷も軽微であるため橋全体の評価をAとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・特になし</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・橋脚柱部にかぶり不足による鉄筋露出が確認された。 ・橋台胸壁に添架管接合部からの漏水が確認された。 ・沓座モルタルにひび割れ、うきが確認された。</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・(3)で確認された損傷においては「構造安全性」、「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため次回点検まで維持作業程度とし、経過観察とする。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「A:何らかの変状が生じる可能性は低い」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から道路橋の機能に支障が生じていない状態であると判断したため「I」判定とした。</p>											

28. 第三赤川橋		408102202		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度
2024		活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘	その他(凍害)		
部材	評価項目												
橋(全体として)		A	A	A	—								
上部構造		A	A	A	—	無	無	無	無	—	無	I	
下部構造		A	A	A	—	—	無	無	—	無	無		
上下接続部		A	A	A	—	—	—	無	—	—	—		
その他(フェールセーフ)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
その他(伸縮装置)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・「構造安全性」「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため橋全体の評価をAとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・特になし</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・橋脚梁部にかぶり不足による鉄筋露出、うきが確認された。 ・沓座モルタルにうき、変形・欠損が確認された。</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・(3)で確認された損傷においては「構造安全性」、「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため次回点検まで維持作業程度とし、経過観察とする。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「A:何らかの変状が生じる可能性は低い」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から道路橋の機能に支障が生じていない状態であると判断したため「I」判定とした。</p>											

【想定する状況】
活荷重：通常の供用では極めて起こりにくい程度の重量の車両の複数台同時載荷など過大な活荷重、地震：道路管理者が緊急点検を行う程度以上の規模が大きく稀な地震
豪雨・出水：橋の条件によっては被災可能性があるような稀な洪水等、その他：道路橋の構造条件等によっては被災可能性があるような台風等の暴風
『自治体から寄せられた主な意見に対する考え方(参考)』より

区分		状態	区分	状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態	A	何らかの変状が生じる可能性は低い
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい状態	B	致命的な状態となる可能性は低いものの何らかの変状が生じる可能性がある
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態	C	致命的な状態となる可能性がある
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態		

※所見の文字色と想定する状況の文字色が関連している。

■点検結果一覧表(報告様式)

29. 上清水目橋		408200501										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		A	A	A	—						I	
上部構造		A	A	A	—	無	無	無	—	—		有
下部構造		A	A	A	—	—	無	無	—	無		無
上下接続部		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(フェールセーフ)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(伸縮装置)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・「構造安全性」「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため橋全体の評価をAとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・主桁に凍害の進展が確認された。</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・主桁にはく離(スケーリング)が確認された。 ・橋台縦壁にひび割れ、はく離(スケーリング)、遊離石灰の滲出が確認された。</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・(3)で確認された損傷においては「構造安全性」、「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため次回点検まで維持作業程度とし、経過観察とする。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「A:何らかの変状が生じる可能性は低い」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から道路橋の機能に支障が生じていない状態であると判断したため「I」判定とした。</p>										

30. 上清水目橋側歩道橋		408200502										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		A	A	A	—						I	
上部構造		A	A	A	—	無	無	無	—	—		有
下部構造		A	A	A	—	—	無	無	—	無		有
上下接続部		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(フェールセーフ)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(伸縮装置)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・「構造安全性」「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため橋全体の評価をAとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・主桁、コンクリート床版に凍害の進展が確認された。 ・橋台縦壁に凍害の進展が確認された。</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・主桁にはく離(スケーリング)、継ぎ目からの漏水あとが確認された。 ・コンクリート床版にはく離(スケーリング)が確認された。 ・橋台縦壁にはく離(スケーリング)が確認された。</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・(3)で確認された損傷においては「構造安全性」、「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため次回点検まで維持作業程度とし、経過観察とする。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「A:何らかの変状が生じる可能性は低い」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から道路橋の機能に支障が生じていない状態であると判断したため「I」判定とした。</p>										

31. 切左坂橋		408201001										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		A	A	A	—						I	
上部構造		A	A	A	—	無	無	無	—	—		無
下部構造		A	A	A	—	—	無	無	—	無		無
上下接続部		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(フェールセーフ)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(伸縮装置)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・「構造安全性」「供用安全性」の観点からは問題なく、顕著な損傷も確認されなかったため橋全体の評価をAとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・特になし</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・特になし</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・健全なところについては、「構造安全性」、「供用安全性」の観点からは問題なく、顕著な損傷も確認されなかったため次回点検まで維持作業程度とし、経過観察とする。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「A:何らかの変状が生じる可能性は低い」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から道路橋の機能に支障が生じていない状態であると判断したため「I」判定とした。</p>										

32. 萌出橋		408201002										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		A	A	A	—						I	
上部構造		A	A	A	—	無	無	無	—	—		無
下部構造		A	A	A	—	—	無	無	—	無		無
上下接続部		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(フェールセーフ)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(伸縮装置)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・「構造安全性」「供用安全性」の観点からは問題なく、顕著な損傷も確認されなかったため橋全体の評価をAとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・特になし</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・特になし</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・健全なところについては、「構造安全性」、「供用安全性」の観点からは問題なく、顕著な損傷も確認されなかったため次回点検まで維持作業程度とし、経過観察とする。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「A:何らかの変状が生じる可能性は低い」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から道路橋の機能に支障が生じていない状態であると判断したため「I」判定とした。</p>										

【想定する状況】
活荷重：通常の供用では極めて起こりにくい程度の重量の車両の複数台同時載荷など過大な活荷重、地震：道路管理者が緊急点検を行う程度以上の規模が大きく稀な地震
豪雨・出水：橋の条件によっては被災可能性があるような稀な洪水等、その他：道路橋の構造条件等によっては被災可能性があるような台風等の暴風
『自治体から寄せられた主な意見に対する考え方(参考)』より

区分		状態	区分	状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態	A	何らかの変状が生じる可能性は低い
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい状態	B	致命的な状態となる可能性は低いものの何らかの変状が生じる可能性がある
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態	C	致命的な状態となる可能性がある
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態		

※所見の文字色と想定する状況の文字色が関連している。

■点検結果一覧表(報告様式)

33. 田ノ沢橋		408202201										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		B	A	A	—						II	
上部構造		B	A	A	—	無	無	無	—	—		有
下部構造		A	A	A	—	—	無	無	—	無		無
上下接続部		A	A	A	—	—	—	—	—	—		—
その他(フェールセーフ)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(伸縮装置)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・コンクリート床版にはく離・鉄筋露出、遊離石灰の滲出、床版ひび割れ、うきが確認された。「構造安全性」、「供用安全性」の観点から損傷の状況を鑑み上部構造および橋全体の活荷重の評価をBとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・主桁に凍害の進展が確認された。</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・主桁にはく離・鉄筋露出、端横桁にかぶり不足による鉄筋露出が確認された。 ・コンクリート床版にはく離・鉄筋露出、遊離石灰の滲出、床版ひび割れ、うきが確認された。 ・橋台縦壁にひび割れ、はく離(スケーリング)、遊離石灰の滲出、うきが確認された。 ・支承本体の劣化が確認された。</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・(3)で確認された損傷においてはただちに致命的な状態になるとは考えにくい、活荷重等の影響により損傷の進行が生じる可能性があるため、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「B:致命的な状態となる可能性は低いものの何らかの変状が生じる可能性がある」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から予防保全的に何らかの対策を講じることが望ましい状況であると判断したため「II」判定とした。</p>										

34. 石文橋		408202601										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		A	A	A	—						I	
上部構造		A	A	A	—	無	無	無	—	—		有
下部構造		A	A	A	—	—	無	無	—	無		無
上下接続部		A	A	A	—	—	—	—	—	—		—
その他(フェールセーフ)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(伸縮装置)		A	—	—	—	無	—	—	—	—		—
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・「構造安全性」「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため橋全体の評価をAとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・主桁に凍害の進展が確認された。</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・主桁にはく離(スケーリング)が確認された。 ・橋台縦壁に乾燥収縮によるひび割れが確認された。</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・(3)で確認された損傷においては「構造安全性」、「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため次回点検まで維持作業程度とし、経過観察とする。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「A:何らかの変状が生じる可能性は低い」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から道路橋の機能に支障が生じていない状態であると判断したため「I」判定とした。</p>										

35. 乙供大橋		408202801										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		B	B	—	—						II	
上部構造		B	B	—	—	無	無	有	—	—		有
下部構造		A	A	—	—	—	無	無	—	—		有
上下接続部		A	A	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(フェールセーフ)		—	B	—	—	—	—	—	有	—		—
その他(伸縮装置)		A	—	—	—	無	—	—	無	—		—
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・主桁にASRIによるひび割れが広範囲に確認された。また、フェールセーフは現行基準による照査が必要である。「構造安全性」、「供用安全性」の観点から損傷の状況を鑑み、上部構造の活荷重および地震、その他(フェールセーフ)の地震、橋全体の活荷重および地震の評価をBとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・主桁にアルカリ骨材反応の進展、コンクリート床版に凍害の進展が確認された。 ・橋脚梁部、橋台縦壁、橋台胸壁に凍害の進展が確認された。 ・フェールセーフに腐食が確認された。</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・主桁にASRIによるひび割れが確認された。 ・コンクリート床版にはく離(スケーリング)、遊離石灰の滲出、床版ひび割れが確認された。 ・橋脚柱部にひび割れ、橋脚梁部にひび割れ、はく離・鉄筋露出、遊離石灰の滲出、うきが確認された。 ・橋台縦壁にひび割れ、はく離(スケーリング)、遊離石灰の滲出、橋台胸壁にはく離(スケーリング)が確認された。 ・支承本体に変色・劣化、沓座モルタルに変形・欠損が確認された。 ・伸縮装置の鋼部材に変形が確認された。</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・(3)で確認された損傷においてはただちに致命的な状態になるとは考えにくい、活荷重等の影響により損傷の進行が生じる可能性があるため、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「B:致命的な状態となる可能性は低いものの何らかの変状が生じる可能性がある」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から予防保全的に何らかの対策を講じることが望ましい状況であると判断したため「II」判定とした。</p>										

36. 甲田橋		408203301										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		A	A	B	—						III	
上部構造		A	A	A	—	無	無	無	—	—		有
下部構造		A	A	B	—	—	無	無	—	無		有
上下接続部		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(フェールセーフ)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(伸縮装置)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・主桁にひび割れ、はく離・鉄筋露出、遊離石灰の滲出、橋脚梁部にはく離、鉄筋露出、遊離石灰の滲出が確認された。また、橋脚がパイルベントであることを鑑み下部構造および橋全体の豪雨・出水の評価をBとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・主桁に凍害の進展が確認された。 ・橋脚柱部、橋脚梁部に凍害の進展が確認された。</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・主桁にひび割れ、はく離・鉄筋露出、遊離石灰の滲出が確認された。 ・橋脚柱部にひびわれ、遊離石灰の滲出が確認された。 ・橋脚梁部にはく離、鉄筋露出、遊離石灰の滲出が確認された。</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・(3)で確認された損傷においてはただちに致命的な状態になるとは考えにくい、活荷重等の影響により損傷の進行が生じる可能性があるため、早期措置を講じることが望ましい。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「B:致命的な状態となる可能性は低いものの何らかの変状が生じる可能性がある」と判断されたが、(4)妥当と考えられる措置から早期措置的に何らかの対策を講じることが望ましい状況であると判断したため「III」判定とした。</p>										

【想定する状況】
 活荷重：通常の供用では極めて起こりにくい程度の重量の車両の複数台同時載荷など過大な活荷重、地震：道路管理者が緊急点検を行う程度以上の規模が大きく稀な地震
 豪雨・出水：橋の条件によっては被災可能性があるような稀な洪水等、その他：道路橋の構造条件等によっては被災可能性があるような台風等の暴風
 『自治体から寄せられた主な意見に対する考え方(参考)』より

区分		状態	区分	状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態	A	何らかの変状が生じる可能性は低い
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい状態	B	致命的な状態となる可能性は低いものの何らかの変状が生じる可能性がある
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態	C	致命的な状態となる可能性がある
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態		

※所見の文字色と想定する状況の文字色が関連している。

■点検結果一覧表(報告様式)

37. 寺沢橋		408203401										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		A	A	A	—						I	
上部構造		A	A	A	—	無	無	無	—	—		無
下部構造		A	A	A	—	—	無	無	—	無		無
上下接続部		A	A	A	—	—	—	—	—	—		—
その他(フェールセーフ)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(伸縮装置)		A	—	—	—	無	—	—	無	—		—
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・当該橋梁は補修済みであり「構造安全性」「供用安全性」の観点からは問題なく、顕著な損傷も確認されなかったため橋全体の評価をAとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・特になし</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・特になし</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・健全なところについては、「構造安全性」、「供用安全性」の観点からは問題なく、顕著な損傷も確認されなかったため次回点検まで維持作業程度とし、経過観察とする。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「A:何らかの変状が生じる可能性は低い」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から道路橋の機能に支障が生じていない状態であると判断したため「I」判定とした。</p>										

38. 入沼橋		408203601										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		A	A	A	—						I	
上部構造		A	A	A	—	無	無	無	—	—		無
下部構造		A	A	A	—	—	無	無	—	無		無
上下接続部		A	A	A	—	—	—	—	—	—		—
その他(フェールセーフ)		—	A	—	—	—	—	—	無	—		—
その他(伸縮装置)		A	—	—	—	無	—	—	—	—		—
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・「構造安全性」「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため橋全体の評価をAとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・特になし</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・橋台翼壁にひび割れが確認された。</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・(3)で確認された損傷においては「構造安全性」、「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため次回点検まで維持作業程度とし、経過観察とする。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】x ・技術的な評価の想定される状況においては「A:何らかの変状が生じる可能性は低い」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から道路橋の機能に支障が生じていない状態であると判断したため「I」判定とした。</p>										

39. 東北大橋		408203901										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		A	A	A	—						I	
上部構造		A	A	A	—	無	無	無	—	—		無
下部構造		A	A	A	—	—	無	無	—	無		無
上下接続部		A	A	A	—	—	—	—	—	—		—
その他(フェールセーフ)		—	A	—	—	—	—	—	無	—		—
その他(伸縮装置)		B	—	—	—	無	—	—	無	—		—
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・伸縮装置のフェイスプレートに遊間異常、フェイスプレートの変形・欠損が確認された。「構造安全性」、「供用安全性」の観点から損傷の状況を鑑み伸縮装置の活荷重の評価をBとし、橋全体の評価をAとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・特になし</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・ラーメン主構(桁)にひび割れ、はく離(スケールリング)、遊離石灰の滲出、主桁に遊離石灰の滲出が確認された。 ・コンクリート床版に床版ひび割れ、遊離石灰の滲出が確認された。 ・橋脚柱部にひび割れが確認された。 ・橋台胸壁にひび割れが確認された。 ・伸縮装置のフェイスプレートに遊間異常、フェイスプレートの変形・欠損が確認された。</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・(3)で確認された損傷においては「構造安全性」、「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため次回点検まで維持作業程度とし、経過観察とする。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「A:何らかの変状が生じる可能性は低い」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から道路橋の機能に支障が生じていない状態であると判断したため「I」判定とした。</p>										

40. 清水目橋		408301801										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		A	A	A	—						I	
上部構造		A	A	A	—	無	無	無	—	—		無
下部構造		A	A	A	—	—	無	無	—	無		無
上下接続部		A	A	A	—	—	—	—	—	—		—
その他(フェールセーフ)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(伸縮装置)		A	—	—	—	有	—	—	—	—		—
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・「構造安全性」「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため橋全体の評価をAとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・伸縮装置にフェイスゴムの疲労が確認された。</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・沓座モルタルに変形・欠損が確認された。 ・伸縮装置のフェイスゴムに変形・欠損が確認された。</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・(3)で確認された損傷においては「構造安全性」、「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため次回点検まで維持作業程度とし、経過観察とする。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「A:何らかの変状が生じる可能性は低い」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から道路橋の機能に支障が生じていない状態であると判断したため「I」判定とした。</p>										

【想定する状況】
活荷重：通常の供用では極めて起こりにくい程度の重量の車両の複数台同時載荷など過大な活荷重、地震：道路管理者が緊急点検を行う程度以上の規模が大きく稀な地震
豪雨・出水：橋の条件によっては被災可能性があるような稀な洪水等、その他：道路橋の構造条件等によっては被災可能性があるような台風等の暴風
『自治体から寄せられた主な意見に対する考え方(参考)』より

区分		状態	区分	状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態	A	何らかの変状が生じる可能性は低い
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい状態	B	致命的な状態となる可能性は低いものの何らかの変状が生じる可能性がある
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態	C	致命的な状態となる可能性がある
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態		

※所見の文字色と想定する状況の文字色が関連している。

■点検結果一覧表(報告様式)

41. 湯沢橋		408301902										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		C	C	A	—						III	
上部構造		A	A	A	—	無	無	無	—	—		無
下部構造		C	C	A	—	—	無	無	—	無		無
上下接続部		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(フェールセーフ)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(伸縮装置)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・橋台堅壁に構造ひび割れが確認された。「構造安全性」、「供用安全性」の観点から損傷の状況を鑑み活荷重および地震の評価をCとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・特になし</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・主桁にひび割れ、はく離・鉄筋露出、うきが確認された。 ・橋台堅壁に変形・欠損(構造ひび割れ)が確認された。</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・(3)で確認された損傷においてはただちに致命的な状態になるとは考えにくい、活荷重等の影響により損傷の進行が生じる可能性があるため、早期措置を講じることが望ましい。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「C:致命的な状態となる可能性がある」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から早期措置的に何らかの対策を講じることが望ましい状況であると判断したため「III」判定とした。</p>										

42. 細津橋		408302701										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		A	A	A	—						II	
上部構造		A	A	A	—	無	無	無	—	—		有
下部構造		B	A	A	—	—	無	無	—	無		有
上下接続部		A	A	A	—	—	—	—	—	—		—
その他(フェールセーフ)		—	A	—	—	—	—	—	無	—		—
その他(伸縮装置)		A	—	—	—	無	—	—	無	—		—
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・橋台端部と添架管の取り付け部から漏水が確認された。「構造安全性」、「供用安全性」の観点から損傷の状況を鑑み下部構造の活荷重の評価をB、橋全体の評価をAとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・主桁に凍害の進展が確認された。 ・橋台翼壁に凍害の進展が確認された。</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・主桁にはく離(スケーリング)、遊離石灰の滲出が確認された。 ・橋台堅壁に遊離石灰の滲出、橋台端部と添架管の取り付け部から漏水が確認された。 ・橋台翼壁にはく離(ポップアウト)が確認された。</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・(3)で確認された損傷においてはただちに致命的な状態になるとは考えにくい、活荷重等の影響により損傷の進行が生じる可能性があるため、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「A:何らかの変状が生じる可能性は低い」と判断されたが、(4)妥当と考えられる措置から予防保全的に何らかの対策を講じることが望ましい状況であると判断したため「II」判定とした。</p>										

43. 中乙供橋		408307601										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		B	A	A	—						III	
上部構造		B	A	A	—	無	無	無	有	—		無
下部構造		A	A	A	—	無	無	無	—	無		無
上下接続部		A	A	A	—	無	—	—	有	—		—
その他(フェールセーフ)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(伸縮装置)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・コンクリート床版に遊離石灰の滲出、床版ひび割れが広範囲に確認された。「構造安全性」、「供用安全性」の観点から損傷の状況を鑑み上部構造および橋全体の活荷重の評価をBとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・主桁に防食機能の劣化が確認された。 ・支承本体に防食機能の劣化が確認された。</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・主桁、横桁、端横桁に防食機能の劣化が確認された。 ・コンクリート床版に床版ひび割れ、はく離・鉄筋露出、遊離石灰が確認された。 ・橋脚梁部にひび割れ、はく離・鉄筋露出、うきが確認された。 ・橋台胸壁にひび割れ、はく離・鉄筋露出、遊離石灰、うきが確認された。 ・支承本体の腐食が確認された。 ・省座モルタルの変形・欠損が確認された。</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・(3)で確認された損傷においてはただちに致命的な状態になるとは考えにくい、地覆や防護柵の損傷が著しく第三者被害の観点から、早期措置を講じることが望ましい。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「B:致命的な状態となる可能性は低いものの何らかの変状が生じる可能性がある」と判断されたが、(4)妥当と考えられる措置から早期措置的に何らかの対策を講じることが望ましい状況であると判断したため「III」判定とした。</p>										

44. 坂下橋		408308101										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		A	B	—	—						III	
上部構造		A	A	—	—	無	無	無	—	—		有
下部構造		A	B	—	—	—	無	無	—	—		有
上下接続部		A	A	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(フェールセーフ)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(伸縮装置)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・橋脚梁部にひび割れ、はく離・鉄筋露出、、遊離石灰、うきが確認された。損傷の状況を鑑み「構造安全性」、「供用安全性」の観点から下部構造および橋全体の地震の評価をBとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・主桁に凍害の進展が確認された。 ・橋台堅壁に凍害の進展が確認された。</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・主桁にはく離、遊離石灰が確認された。 ・橋脚柱部に遊離石灰が確認された。 ・橋脚梁部にひび割れ、はく離・鉄筋露出、、遊離石灰、うきが確認された。</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・(3)で確認された損傷においてはただちに致命的な状態になるとは考えにくい、活荷重等の影響により損傷の進行が生じる可能性があるため、早期措置を講じることが望ましい。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「B:致命的な状態となる可能性は低いものの何らかの変状が生じる可能性がある」と判断されたが、(4)妥当と考えられる措置から早期措置的に何らかの対策を講じることが望ましい状況であると判断したため「III」判定とした。</p>										

【想定する状況】
活荷重：通常の供用では極めて起こりにくい程度の重量の車両の複数台同時載荷など過大な活荷重、地震：道路管理者が緊急点検を行う程度以上の規模が大きく稀な地震
豪雨・出水：橋の条件によっては被災可能性があるような稀な洪水等、その他：道路橋の構造条件等によっては被災可能性があるような台風等の暴風
『自治体から寄せられた主な意見に対する考え方(参考)』より

区分		状態	区分	状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態	A	何らかの変状が生じる可能性は低い
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい状態	B	致命的な状態となる可能性は低いものの何らかの変状が生じる可能性がある
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態	C	致命的な状態となる可能性がある
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態		

※所見の文字色と想定する状況の文字色が関連している。

■点検結果一覧表(報告様式)

45. 治郎橋		408309801										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		A	A	A	—						II	
上部構造		A	A	A	—	無	無	無	有	—		無
下部構造		A	A	A	—	—	無	無	—	無		無
上下接続部		B	A	A	—	—	—	—	有	—		—
その他(フェールセーフ)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(伸縮装置)		A	—	—	—	無	—	—	無	—		—
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・主桁の腐食、防食機能の劣化、コンクリート床版の遊離石灰の滲出、床版ひび割れ、支承の腐食が確認された。「構造安全性」、「供用安全性」の観点から損傷の状況を鑑み上部接続部の活荷重の評価をBとし、橋全体の評価をAとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・主桁、横桁に防食機能の劣化が確認された。 ・支承本体に防食機能の劣化が確認された。</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・主桁、横桁に腐食、防食機能の劣化が確認された。 ・コンクリート床版に遊離石灰の滲出、床版ひび割れが確認された。 ・橋台胸壁、橋台翼壁にひび割れ、遊離石灰の滲出が確認された。 ・支承本体の腐食、沓座モルタルの変形・欠損が確認された。</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・(3)で確認された損傷においてはただちに致命的な状態になるとは考えにくい、活荷重等の影響により損傷の進行が生じる可能性があるため、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「A:何らかの変状が生じる可能性は低い」と判断されたが、(4)妥当と考えられる措置から予防保全的に何らかの対策を講じることが望ましい状況であると判断したため「II」判定とした。</p>										

46. 第五赤川橋		408309901										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		B	A	A	—						II	
上部構造		A	A	A	—	無	無	無	有	—		無
下部構造		A	A	A	—	—	無	無	—	無		無
上下接続部		B	A	A	—	—	—	—	有	—		—
その他(フェールセーフ)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(伸縮装置)		A	—	—	—	無	—	—	無	—		0.0
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・沓座モルタルに変形・欠損が確認された。「構造安全性」、「供用安全性」の観点から損傷の状況を鑑み上下接続部の活荷重の評価をBとし、橋全体の評価をBとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・主桁、下横構、対傾構に防食機能の劣化が確認された。 ・支承本体に防食機能の劣化が確認された。</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・主桁、下横構、対傾構に腐食が確認された。 ・コンクリート床版にはく離・鉄筋露出、遊離石灰、床版ひび割れが確認された。 ・橋台胸壁にはく離・鉄筋露出が確認された。 ・支承本体に腐食が確認された。 ・沓座モルタルに変形・欠損が確認された。</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・(3)で確認された損傷においてはただちに致命的な状態になるとは考えにくい、活荷重等の影響により損傷の進行が生じる可能性があるため、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「A:何らかの変状が生じる可能性は低い」と判断されたが、(4)妥当と考えられる措置から予防保全的に何らかの対策を講じることが望ましい状況であると判断したため「II」判定とした。</p>										

47. 大湯沢橋		408313302										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		B	A	A	—						II	
上部構造		B	A	A	—	無	無	無	—	—		無
下部構造		A	A	A	—	—	無	無	—	無		有
上下接続部		A	A	A	—	—	—	—	—	—		—
その他(フェールセーフ)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(伸縮装置)		A	—	—	—	無	—	—	—	—		0.0
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・主桁のひび割れ、遊離石灰はグラウトの充填不足に起因するものかは調査の必要があるが「構造安全性」、「供用安全性」の観点から損傷の状況を鑑み、上部構造の活荷重の評価をBとし橋全体の評価をBとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・橋台翼壁に凍害の進行が確認された。</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・主桁にひび割れ、かぶり不足による鉄筋露出、遊離石灰が確認された。 ・コンクリート床版に遊離石灰が確認された。 ・橋脚梁部、橋台堅壁にひび割れ、遊離石灰が確認された。 ・橋台翼壁にはく離が確認された。 ・ゴム支承に劣化が確認された。 ・伸縮装置からの漏水が確認された。</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・(3)で確認された損傷においてはただちに致命的な状態になるとは考えにくい、活荷重等の影響により損傷の進行が生じる可能性があるため、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「A:何らかの変状が生じる可能性は低い」と判断されたが、(4)妥当と考えられる措置から予防保全的に何らかの対策を講じることが望ましい状況であると判断したため「II」判定とした。</p>										

48. 岩渡沢大橋		408317901										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		A	A	A	—						I	
上部構造		A	A	A	—	無	無	無	—	—		有
下部構造		A	A	A	—	—	無	無	—	無		無
上下接続部		A	A	A	—	—	—	—	—	—		—
その他(フェールセーフ)		—	A	—	—	—	—	—	無	—		0.0
その他(伸縮装置)		A	—	—	—	無	—	—	—	—		—
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・「構造安全性」「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため橋全体の評価をAとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・主桁に凍害の進展が確認された。</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・主桁に遊離石灰の滲出、はく離(スケールリング)が確認された。 ・コンクリート床版に遊離石灰の滲出、床版ひび割れが確認された。 ・橋台堅壁にひび割れ、遊離石灰の滲出が確認された。</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・(3)で確認された損傷においては「構造安全性」、「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため次回点検まで維持作業程度とし、経過観察とする。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「A:何らかの変状が生じる可能性は低い」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から道路橋の機能に支障が生じていない状態であると判断したため「I」判定とした。</p>										

【想定する状況】
活荷重：通常の供用では極めて起こりにくい程度の重量の車両の複数台同時載荷など過大な活荷重、地震：道路管理者が緊急点検を行う程度以上の規模が大きく稀な地震
豪雨・出水：橋の条件によっては被災可能性があるような稀な洪水等、その他：道路橋の構造条件等によっては被災可能性があるような台風等の暴風
『自治体から寄せられた主な意見に対する考え方(参考)』より

区分		状態	区分	状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態	A	何らかの変状が生じる可能性は低い
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい状態	B	致命的な状態となる可能性は低いものの何らかの変状が生じる可能性がある
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態	C	致命的な状態となる可能性がある
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態		

■点検結果一覧表(報告様式)

※所見の文字色と想定する状況の文字色が関連している。

1. 大浦山橋		408015601										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		A	A	A	—						I	
上部構造		A	A	A	—	無	無	無	—	—		無
下部構造		A	A	A	—	—	無	無	—	無		有
上下接続部		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(フェールセーフ)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(伸縮装置)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・「構造安全性」「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため橋全体の評価をAとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・ラーメン主構(脚)に凍害の進展が確認された。</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・ラーメン主構(桁)にひびわれ、遊離石灰の滲出が確認された。 ・ラーメン主構(脚)にはく離(スケーリング)が確認された。</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・健全なところについては、「構造安全性」、「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため次回点検まで維持作業程度とし、経過観察とする。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「A:何らかの変状が生じる可能性は低い」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から道路橋の機能に支障が生じていない状態であると判断したため「I」判定とした。</p>										

2. 202号線橋		408020201										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		A	A	A	—						I	
上部構造		A	A	A	—	無	無	無	—	—		無
下部構造		A	A	A	—	—	無	無	—	無		無
上下接続部		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(フェールセーフ)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(伸縮装置)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・「構造安全性」「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため橋全体の評価をAとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・特になし</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・特になし</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・健全なところについては、「構造安全性」、「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため次回点検まで維持作業程度とし、経過観察とする。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「A:何らかの変状が生じる可能性は低い」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から道路橋の機能に支障が生じていない状態であると判断したため「I」判定とした。</p>										

3. 204号線橋		408020401										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		A	A	A	—						I	
上部構造		A	A	A	—	無	無	無	—	—		有
下部構造		A	A	A	—	—	無	無	—	無		無
上下接続部		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(フェールセーフ)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(伸縮装置)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・「構造安全性」「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため橋全体の評価をAとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・ラーメン主構(桁)に凍害の進展が確認された。</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・ラーメン主構(脚)にかぶり不足によるはく離・鉄筋露出が確認された。</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・健全なところについては、「構造安全性」、「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため次回点検まで維持作業程度とし、経過観察とする。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「A:何らかの変状が生じる可能性は低い」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から道路橋の機能に支障が生じていない状態であると判断したため「I」判定とした。</p>										

4. 手長橋		408020601										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		A	A	A	—						I	
上部構造		A	A	A	—	無	無	無	—	—		無
下部構造		A	A	A	—	—	無	無	—	無		無
上下接続部		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(フェールセーフ)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(伸縮装置)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・「構造安全性」「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため橋全体の評価をAとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・特になし</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・特になし</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・健全なところについては、「構造安全性」、「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため次回点検まで維持作業程度とし、経過観察とする。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「A:何らかの変状が生じる可能性は低い」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から道路橋の機能に支障が生じていない状態であると判断したため「I」判定とした。</p>										

【想定する状況】
活荷重：通常の供用では極めて起こりにくい程度の重量の車両の複数台同時載荷など過大な活荷重、地震：道路管理者が緊急点検を行う程度以上の規模が大きく稀な地震
豪雨・出水：橋の条件によっては被災可能性があるような稀な洪水等、その他：道路橋の構造条件等によっては被災可能性があるような台風等の暴風
『自治体から寄せられた主な意見に対する考え方(参考)』より

区分		状態	区分	状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態	A	何らかの変状が生じる可能性は低い
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい状態	B	致命的な状態となる可能性は低いものの何らかの変状が生じる可能性がある
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態	C	致命的な状態となる可能性がある
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態		

※所見の文字色と想定する状況の文字色が関連している。

■点検結果一覧表(報告様式)

5. 第1坂ノ下橋		408021401										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘	その他(凍害)		
部材												I
橋(全体として)	A	A	A	—								
上部構造	A	A	A	—	無	無	無	—	—	無		
下部構造	A	A	A	—	—	無	無	—	無	無		
上下接続部	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
その他(フェールセーフ)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
その他(伸縮装置)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
所見	<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・「構造安全性」「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため橋全体の評価をAとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・特になし</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・ラーメン主構(桁)にうきが確認された。 ・ラーメン主構(脚)にはく離(スケーリング)が確認された。</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・健全なところについては、「構造安全性」、「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため次回点検まで維持作業程度とし、経過観察とする。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「A:何らかの変状が生じる可能性は低い」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から道路橋の機能に支障が生じていない状態であると判断したため「I」判定とした。</p>											

6. 第2坂ノ下橋		408021901										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘	その他(凍害)		
部材												I
橋(全体として)	A	A	A	—								
上部構造	A	A	A	—	無	無	無	—	—	有		
下部構造	A	B	B	—	—	無	無	—	無	有		
上下接続部	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
その他(フェールセーフ)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
その他(伸縮装置)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
所見	<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・「構造安全性」「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるが、橋台がパイルベントであることを考慮し、下部構造の地震、豪雨・出水の評価をBとし、橋全体の評価をAとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・主桁に凍害の進展が確認された。 ・橋台に凍害の進展が確認された。</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・主桁にはく離・鉄筋露出が確認された。 ・橋台縦壁にひび割れが確認された。</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・健全なところについては、「構造安全性」、「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため次回点検まで維持作業程度とし、経過観察とする。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「A:何らかの変状が生じる可能性は低い」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から道路橋の機能に支障が生じていない状態であると判断したため「I」判定とした。</p>											

7. 224号線橋		408022401										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘	その他(凍害)		
部材												III
橋(全体として)	B	A	A	—								
上部構造	B	A	A	—	無	無	無	—	—	有		
下部構造	A	A	A	—	—	無	無	—	無	有		
上下接続部	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
その他(フェールセーフ)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
その他(伸縮装置)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
所見	<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・主桁にはく離・鉄筋露出が確認された。前述の損傷は広範囲に渡り「構造安全性」、「供用安全性」の観点から損傷の状況を鑑み上部構造および橋全体の活荷重の評価をBとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・主桁に凍害の進展が確認された。 ・橋台に凍害の進展が確認された。</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・主桁にはく離・鉄筋露出が確認された。 ・橋台にはく離が確認された。</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・(3)で確認された損傷においてはただちに致命的な状態になるとは考えにくい、活荷重等の影響により損傷の進行が生じる可能性があるため、早期措置を講じることが望ましい。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「B:致命的な状態となる可能性は低いものの何らかの変状が生じる可能性がある」と判断されたが、(4)妥当と考えられる措置から早期措置的に何らかの対策を講じることが望ましい状況であると判断したため「III」判定とした。</p>											

8. 244号線橋		408024401										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘	その他(凍害)		
部材												I
橋(全体として)	A	A	A	—								
上部構造	A	A	A	—	無	無	無	—	—	無		
下部構造	A	A	A	—	—	無	無	—	無	無		
上下接続部	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
その他(フェールセーフ)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
その他(伸縮装置)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
所見	<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・「構造安全性」「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため橋全体の評価をAとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・特になし</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・特になし</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・健全なところについては、「構造安全性」、「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため次回点検まで維持作業程度とし、経過観察とする。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「A:何らかの変状が生じる可能性は低い」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から道路橋の機能に支障が生じていない状態であると判断したため「I」判定とした。</p>											

【想定する状況】
活荷重：通常の供用では極めて起こりにくい程度の重量の車両の複数台同時載荷など過大な活荷重、地震：道路管理者が緊急点検を行う程度以上の規模が大きく稀な地震
豪雨・出水：橋の条件によっては被災可能性があるような稀な洪水等、その他：道路橋の構造条件等によっては被災可能性があるような台風等の暴風
『自治体から寄せられた主な意見に対する考え方(参考)』より

区分		状態	区分	状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態	A	何らかの変状が生じる可能性は低い
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい状態	B	致命的な状態となる可能性は低いものの何らかの変状が生じる可能性がある
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態	C	致命的な状態となる可能性がある
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態		

※所見の文字色と想定する状況の文字色が関連している。

■点検結果一覧表(報告様式)

9. 駅東通橋		408030101										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		B	A	A	—						II	
上部構造		A	A	A	—	無	無	無	—	—		無
下部構造		B	A	A	—	—	無	無	—	無		無
上下接続部		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(フェールセーフ)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(伸縮装置)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・橋台堅壁にひび割れと遊離石灰が確認された。損傷の状態を鑑み下部構造および橋全体の活荷重の評価をBとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・特になし</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・主桁からひび割れ、遊離石灰の滲出が確認された。 ・橋台堅壁からひび割れ、遊離石灰の滲出が確認された。</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・(3)で確認された損傷においてはただちに致命的な状態になるとは考えにくい、活荷重等の影響により損傷の進行が生じる可能性があるため、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「B:致命的な状態となる可能性は低いものの何らかの変状が生じる可能性がある」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から予防保全的に何らかの対策を講じることが望ましい状況であると判断したため「II」判定とした。</p>										

10. リラ前橋		408031201										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		A	A	A	—						I	
上部構造		A	A	A	—	無	無	無	—	—		無
下部構造		A	A	A	—	—	無	無	—	無		無
上下接続部		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(フェールセーフ)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(伸縮装置)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・「構造安全性」「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため橋全体の評価をAとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・特になし</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・特になし</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・健全なところについては、「構造安全性」、「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため次回点検まで維持作業程度とし、経過観察とする。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「A:何らかの変状が生じる可能性は低い」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から道路橋の機能に支障が生じていない状態であると判断したため「I」判定とした。</p>										

11. 313号線橋		408031301										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		A	A	A	—						I	
上部構造		A	A	A	—	無	無	無	—	—		無
下部構造		A	A	A	—	—	無	無	—	無		無
上下接続部		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(フェールセーフ)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(伸縮装置)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・「構造安全性」「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため橋全体の評価をAとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・特になし</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・特になし</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・健全なところについては、「構造安全性」、「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため次回点検まで維持作業程度とし、経過観察とする。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「A:何らかの変状が生じる可能性は低い」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から道路橋の機能に支障が生じていない状態であると判断したため「I」判定とした。</p>										

12. 314号線橋		408031401										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		B	A	A	—						II	
上部構造		A	A	A	—	無	無	無	—	—		有
下部構造		B	A	A	—	—	無	無	—	無		有
上下接続部		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(フェールセーフ)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(伸縮装置)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・ラーメン主構(桁)にひび割れ、はく離・鉄筋露出、ラーメン主構(脚)にはく離・鉄筋露出とひび割れからの漏水が確認された。損傷の状態を鑑み下部構造および橋全体の活荷重の評価をBとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・コンクリート床版に凍害の進展が確認された。 ・側壁に凍害の進展が確認された。</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・ラーメン主構(桁)にひび割れ、はく離・鉄筋露出が確認された。 ・ラーメン主構(脚)にはく離・鉄筋露出、ひび割れからの漏水が確認された。</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・(3)で確認された損傷においてはただちに致命的な状態になるとは考えにくい、活荷重等の影響により損傷の進行が生じる可能性があるため、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「B:致命的な状態となる可能性は低いものの何らかの変状が生じる可能性がある」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から予防保全的に何らかの対策を講じることが望ましい状況であると判断したため「II」判定とした。</p>										

【想定する状況】
活荷重：通常の供用では極めて起こりにくい程度の重量の車両の複数台同時載荷など過大な活荷重、地震：道路管理者が緊急点検を行う程度以上の規模が大きく稀な地震
豪雨・出水：橋の条件によっては被災可能性があるような稀な洪水等、その他：道路橋の構造条件等によっては被災可能性があるような台風等の暴風
『自治体から寄せられた主な意見に対する考え方(参考)』より

区分		状態	区分	状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態	A	何らかの変状が生じる可能性は低い
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい状態	B	致命的な状態となる可能性は低いものの何らかの変状が生じる可能性がある
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態	C	致命的な状態となる可能性がある
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態		

※所見の文字色と想定する状況の文字色が関連している。

■点検結果一覧表(報告様式)

13. 319号線橋		408031901										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		A	A	A	—						I	
上部構造		A	A	A	—	無	無	無	—	—		無
下部構造		A	A	A	—	—	無	無	—	無		無
上下接続部		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(フェールセーフ)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(伸縮装置)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・「構造安全性」「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため橋全体の評価をAとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・特になし</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・ラーメン主構(脚)にはく離・鉄筋露出が確認された。</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・健全なところについては、「構造安全性」、「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため次回点検まで維持作業程度とし、経過観察とする。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「A:何らかの変状が生じる可能性は低い」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から道路橋の機能に支障が生じていない状態であると判断したため「I」判定とした。</p>										

14. 320号線橋		408032001										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		A	A	A	—						I	
上部構造		A	A	A	—	無	無	無	—	—		無
下部構造		A	A	A	—	—	無	無	—	無		無
上下接続部		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(フェールセーフ)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(伸縮装置)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・「構造安全性」「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため橋全体の評価をAとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・特になし</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・特になし</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・健全なところについては、「構造安全性」、「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため次回点検まで維持作業程度とし、経過観察とする。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「A:何らかの変状が生じる可能性は低い」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から道路橋の機能に支障が生じていない状態であると判断したため「I」判定とした。</p>										

15. 321号線橋		408032101										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		A	A	A	—						I	
上部構造		A	A	A	—	無	無	無	—	—		無
下部構造		A	A	A	—	—	無	無	—	無		有
上下接続部		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(フェールセーフ)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(伸縮装置)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・「構造安全性」「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため橋全体の評価をAとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・ラーメン主構(脚)に凍害の進展が確認された。</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・ラーメン主構(脚)にはく離・鉄筋露出が確認された。</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・健全なところについては、「構造安全性」、「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため次回点検まで維持作業程度とし、経過観察とする。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「A:何らかの変状が生じる可能性は低い」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から道路橋の機能に支障が生じていない状態であると判断したため「I」判定とした。</p>										

16. 323号線橋		408032301										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		A	A	A	—						I	
上部構造		A	A	A	—	無	無	無	—	—		無
下部構造		A	A	A	—	—	無	無	—	無		無
上下接続部		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(フェールセーフ)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(伸縮装置)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・「構造安全性」「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため橋全体の評価をAとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・特になし</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・床版にはく離・鉄筋露出が確認された。 ・側壁にはく離・鉄筋露出が確認された。</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・健全なところについては、「構造安全性」、「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため次回点検まで維持作業程度とし、経過観察とする。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「A:何らかの変状が生じる可能性は低い」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から道路橋の機能に支障が生じていない状態であると判断したため「I」判定とした。</p>										

【想定する状況】
活荷重：通常の供用では極めて起こりにくい程度の重量の車両の複数台同時載荷など過大な活荷重、地震：道路管理者が緊急点検を行う程度以上の規模が大きく稀な地震
豪雨・出水：橋の条件によっては被災可能性があるような稀な洪水等、その他：道路橋の構造条件等によっては被災可能性があるような台風等の暴風
『自治体から寄せられた主な意見に対する考え方(参考)』より

区分		状態	区分	状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態	A	何らかの変状が生じる可能性は低い
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい状態	B	致命的な状態となる可能性は低いものの何らかの変状が生じる可能性がある
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態	C	致命的な状態となる可能性がある
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態		

※所見の文字色と想定する状況の文字色が関連している。

■点検結果一覧表(報告様式)

2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		B	B	A	—						II	
上部構造		B	A	A	—	無	無	無	—	—		無
下部構造		A	B	A	—	—	無	無	—	無		無
上下接続部		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(フェールセーフ)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(伸縮装置)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・ラーメン主構(桁)の継ぎ目に開き、ラーメン主構(脚)にひび割れが確認された。損傷の状態を鑑み活荷重および地震の橋全体の評価をBとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・特になし</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・ラーメン主構(桁)の継ぎ目に開きが確認された。 ・ラーメン主構(脚)にひび割れが確認された。</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・(3)で確認された損傷においてはただちに致命的な状態になるとは考えにくい、活荷重等の影響により損傷の進行が生じる可能性があるため、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「B:致命的な状態となる可能性は低いものの何らかの変状が生じる可能性がある」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から予防保全的に何らかの対策を講じることが望ましい状況であると判断したため「II」判定とした。</p>										

2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		A	A	A	—						I	
上部構造		A	A	A	—	無	無	無	—	—		有
下部構造		A	A	A	—	—	無	無	—	無		有
上下接続部		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(フェールセーフ)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(伸縮装置)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・「構造安全性」「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため橋全体の評価をAとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・主桁に凍害の進展が確認された。 ・橋台に凍害の進展が確認された。</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・主桁にひび割れ、遊離石灰の滲出が確認された。 ・橋台にひび割れ確認された。</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・健全なところについては、「構造安全性」「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため次回点検まで維持作業程度とし、経過観察とする。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「A:何らかの変状が生じる可能性は低い」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から道路橋の機能に支障が生じていない状態であると判断したため「I」判定とした。</p>										

2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		A	A	A	—						I	
上部構造		A	A	A	—	無	無	無	—	—		無
下部構造		A	A	A	—	—	無	無	—	無		無
上下接続部		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(フェールセーフ)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(伸縮装置)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・「構造安全性」「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため橋全体の評価をAとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・特になし</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・主桁にひび割れ、遊離石灰の滲出が確認された。 ・橋台堅壁にひび割れ、遊離石灰の滲出が確認された。</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・健全なところについては、「構造安全性」「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため次回点検まで維持作業程度とし、経過観察とする。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「A:何らかの変状が生じる可能性は低い」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から道路橋の機能に支障が生じていない状態であると判断したため「I」判定とした。</p>										

2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		A	A	A	—						I	
上部構造		A	A	A	—	無	無	無	—	—		無
下部構造		A	A	A	—	—	無	無	—	無		無
上下接続部		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(フェールセーフ)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(伸縮装置)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・「構造安全性」「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため橋全体の評価をAとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・特になし</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・ラーメン主構(桁)にはく離・鉄筋露出が確認された。</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・健全なところについては、「構造安全性」「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため次回点検まで維持作業程度とし、経過観察とする。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「A:何らかの変状が生じる可能性は低い」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から道路橋の機能に支障が生じていない状態であると判断したため「I」判定とした。</p>										

【想定する状況】
活荷重：通常の供用では極めて起こりにくい程度の重量の車両の複数台同時載荷など過大な活荷重、地震：道路管理者が緊急点検を行う程度以上の規模が大きく稀な地震
豪雨・出水：橋の条件によっては被災可能性があるような稀な洪水等、その他：道路橋の構造条件等によっては被災可能性があるような台風等の暴風
『自治体から寄せられた主な意見に対する考え方(参考)』より

区分		状態	区分	状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態	A	何らかの変状が生じる可能性は低い
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい状態	B	致命的な状態となる可能性は低いものの何らかの変状が生じる可能性がある
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態	C	致命的な状態となる可能性がある
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態		

※所見の文字色と想定する状況の文字色が関連している。

■点検結果一覧表(報告様式)

21. 第1花向橋		408041401										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		C	B	A	—						III	
上部構造		C	B	A	—	無	無	無	—	—		有
下部構造		A	A	A	—	—	無	無	—	無		有
上下接続部		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(フェールセーフ)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(伸縮装置)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・主桁のはく離・鉄筋露出は広範囲に渡り損傷も進行していることから損傷の状態を鑑み上部構造および橋全体の活荷重の評価をC、地震の評価をBとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・主桁に凍害の進展が確認された。 ・橋台に凍害の進展が確認された。</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・主桁にひび割れ、はく離・鉄筋露出、遊離石灰の滲出が確認された。 ・橋台にひび割れ、はく離・鉄筋露出、遊離石灰の滲出、うきが確認された。</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・(3)で確認された損傷においてはただちに致命的な状態になるとは考えにくい、活荷重等の影響により損傷の進行が生じる可能性があるため、早期措置を講じることが望ましい。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「C:致命的な状態となる可能性がある」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から早期措置的に何らかの対策を講じることが望ましい状況であると判断したため「III」判定とした。</p>										

22. 長沼1号橋		408041601										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		A	A	A	—						I	
上部構造		A	A	A	—	無	無	無	—	—		無
下部構造		A	A	A	—	—	無	無	—	無		無
上下接続部		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(フェールセーフ)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(伸縮装置)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・「構造安全性」「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため橋全体の評価をAとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・特になし</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・ラーメン主構(桁)にひびわれが確認された。</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・健全なところについては、「構造安全性」、「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため次回点検まで維持作業程度とし、経過観察とする。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「A:何らかの変状が生じる可能性は低い」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から道路橋の機能に支障が生じていない状態であると判断したため「I」判定とした。</p>										

23. 旭町1号橋		408043001										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		A	A	A	—						I	
上部構造		A	A	A	—	無	無	無	—	—		無
下部構造		A	A	A	—	—	無	無	—	無		無
上下接続部		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(フェールセーフ)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(伸縮装置)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・「構造安全性」「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため橋全体の評価をAとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・特になし</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・ラーメン主構(桁)にひび割れ、遊離石灰の滲出が確認された。</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・健全なところについては、「構造安全性」、「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため次回点検まで維持作業程度とし、経過観察とする。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「A:何らかの変状が生じる可能性は低い」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から道路橋の機能に支障が生じていない状態であると判断したため「I」判定とした。</p>										

24. 旭町2号橋		408043201										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		A	A	A	—						I	
上部構造		A	A	A	—	無	無	無	—	—		無
下部構造		A	A	A	—	—	無	無	—	無		無
上下接続部		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(フェールセーフ)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(伸縮装置)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・「構造安全性」「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため橋全体の評価をAとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・特になし</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・特になし</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・健全なところについては、「構造安全性」、「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため次回点検まで維持作業程度とし、経過観察とする。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「A:何らかの変状が生じる可能性は低い」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から道路橋の機能に支障が生じていない状態であると判断したため「I」判定とした。</p>										

【想定する状況】
活荷重：通常の供用では極めて起こりにくい程度の重量の車両の複数台同時載荷など過大な活荷重、地震：道路管理者が緊急点検を行う程度以上の規模が大きく稀な地震
豪雨・出水：橋の条件によっては被災可能性があるような稀な洪水等、その他：道路橋の構造条件等によっては被災可能性があるような台風等の暴風
『自治体から寄せられた主な意見に対する考え方(参考)』より

区分		状態	区分	状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態	A	何らかの変状が生じる可能性は低い
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい状態	B	致命的な状態となる可能性は低いものの何らかの変状が生じる可能性がある
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態	C	致命的な状態となる可能性がある
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態		

※所見の文字色と想定する状況の文字色が関連している。

■点検結果一覧表(報告様式)

25. 旭町3号橋		408043301										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		B	A	A	—						II	
上部構造		B	A	A	—	無	無	無	—	—		無
下部構造		A	A	A	—	—	無	無	—	無		無
上下接続部		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(フェールセーフ)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(伸縮装置)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・ラーメン主構(桁)にひび割れ、遊離石灰の滲出が確認された。損傷の状態を鑑み上部構造および橋全体の活荷重の評価をBとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・特になし</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・ラーメン主構(桁)にひび割れ、遊離石灰の滲出が確認された。 ・ラーメン主構(脚)にうきが確認された。</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・(3)で確認された損傷においてはただちに致命的な状態になるとは考えにくい、活荷重等の影響により損傷の進行が生じる可能性があるため、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「B:致命的な状態となる可能性は低いものの何らかの変状が生じる可能性がある」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から予防保全的に何らかの対策を講じることが望ましい状況であると判断したため「II」判定とした。</p>										

26. 旭町4号橋		408043401										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		A	A	A	—						I	
上部構造		A	A	A	—	無	無	無	—	無		無
下部構造		A	A	A	—	—	無	無	—	無		無
上下接続部		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(フェールセーフ)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(伸縮装置)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・「構造安全性」「供用安全性」の観点からは問題なく、顕著な損傷も確認されなかったため橋全体の評価をAとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・特になし</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・特になし</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・健全なところについては、「構造安全性」、「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため次回点検まで維持作業程度とし、経過観察とする。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「A:何らかの変状が生じる可能性は低い」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から道路橋の機能に支障が生じていない状態であると判断したため「I」判定とした。</p>										

27. 旭橋		408043701										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		A	A	A	—						I	
上部構造		A	A	A	—	無	無	無	—	—		無
下部構造		A	A	A	—	—	無	無	—	無		無
上下接続部		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(フェールセーフ)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(伸縮装置)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・「構造安全性」「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため橋全体の評価をAとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・特になし</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・ラーメン主構(桁)の継ぎ目にひらき、漏水が確認された。 ・ラーメン主構(脚)の継ぎ目にひらき、漏水が確認された。</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・健全なところについては、「構造安全性」、「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため次回点検まで維持作業程度とし、経過観察とする。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「A:何らかの変状が生じる可能性は低い」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から道路橋の機能に支障が生じていない状態であると判断したため「I」判定とした。</p>										

28. 第一蛭沢橋		408050301										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		A	A	A	—						I	
上部構造		A	A	A	—	無	無	無	—	無		無
下部構造		A	A	A	—	—	無	無	—	無		無
上下接続部		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(フェールセーフ)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(伸縮装置)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・「構造安全性」「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため橋全体の評価をAとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・特になし</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・ラーメン主(桁)にはく離(スケーリング)が確認された。 ・ラーメン主構(脚)にうきが確認された。</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・健全なところについては、「構造安全性」、「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため次回点検まで維持作業程度とし、経過観察とする。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「A:何らかの変状が生じる可能性は低い」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から道路橋の機能に支障が生じていない状態であると判断したため「I」判定とした。</p>										

【想定する状況】
活荷重：通常の供用では極めて起こりにくい程度の重量の車両の複数台同時載荷など過大な活荷重、地震：道路管理者が緊急点検を行う程度以上の規模が大きく稀な地震
豪雨・出水：橋の条件によっては被災可能性があるような稀な洪水等、その他：道路橋の構造条件等によっては被災可能性があるような台風等の暴風
『自治体から寄せられた主な意見に対する考え方(参考)』より

区分		状態	区分	状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態	A	何らかの変状が生じる可能性は低い
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい状態	B	致命的な状態となる可能性は低いものの何らかの変状が生じる可能性がある
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態	C	致命的な状態となる可能性がある
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態		

※所見の文字色と想定する状況の文字色が関連している。

■点検結果一覧表(報告様式)

29. 514号線橋		408051401										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		A	A	A	—						I	
上部構造		A	A	A	—	無	無	無	—	—		無
下部構造		A	A	A	—	—	無	無	—	無		無
上下接続部		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(フェールセーフ)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(伸縮装置)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・「構造安全性」「供用安全性」の観点からは問題なく、顕著な損傷も確認されなかったため橋全体の評価をAとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・特になし</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・特になし</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・健全なところについては、「構造安全性」、「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため次回点検まで維持作業程度とし、経過観察とする。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「A:何らかの変状が生じる可能性は低い」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から道路橋の機能に支障が生じていない状態であると判断したため「I」判定とした。</p>										

30. 519号線橋		408051901										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		A	A	A	—						I	
上部構造		A	A	A	—	無	無	無	—	無		無
下部構造		A	A	A	—	—	無	無	—	無		無
上下接続部		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(フェールセーフ)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(伸縮装置)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・「構造安全性」「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため橋全体の評価をAとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・特になし</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・ラーメン主構(脚)に変形・欠損が確認された。</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・健全なところについては、「構造安全性」、「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため次回点検まで維持作業程度とし、経過観察とする。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「A:何らかの変状が生じる可能性は低い」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から道路橋の機能に支障が生じていない状態であると判断したため「I」判定とした。</p>										

31. 第二乙供橋		408101901										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		B	B	A	—						II	
上部構造		A	A	A	—	無	無	無	—	無		無
下部構造		B	B	A	—	—	無	無	—	無		無
上下接続部		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(フェールセーフ)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(伸縮装置)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・ラーメン主構(桁)およびラーメン主構(脚)にひびわれと遊離石灰の滲出が確認された。損傷は広範囲に渡り、進行していることから損傷の状態を鑑み下部構造および橋全体の活荷重と地震の評価をBとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・特になし</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・ラーメン主構(桁)にひび割れ、遊離石灰の滲出が確認された。 ・ラーメン主構(脚)にひび割れ、遊離石灰の滲出が確認された。</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・(3)で確認された損傷においてはただちに致命的な状態になるとは考えにくい、活荷重等の影響により損傷の進行が生じる可能性があるため、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「B:致命的な状態となる可能性は低いものの何らかの変状が生じる可能性がある」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から予防保全的に何らかの対策を講じることが望ましい状況であると判断したため「II」判定とした。</p>										

32. 第一乙供橋		408102201										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		B	A	A	—						III	
上部構造		B	A	A	—	無	無	無	—	無		無
下部構造		B	A	A	—	—	無	無	—	無		無
上下接続部		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(フェールセーフ)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(伸縮装置)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・ラーメン主構(桁)のはく離・鉄筋露出、ラーメン主構(脚)のひび割れは広範囲に渡り損傷も進行していることから損傷の状態を鑑み上部構造、下部構造および橋全体の活荷重の評価をBとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・特になし</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・ラーメン主構(桁)にひび割れ、はく離・鉄筋露出が確認された。 ・ラーメン主構(脚)にひび割れ、遊離石灰の滲出が確認された。</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・(3)で確認された損傷においてはただちに致命的な状態になるとは考えにくい、活荷重等の影響により損傷の進行が生じる可能性があるため、早期措置を講じることが望ましい。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「B:致命的な状態となる可能性は低いものの何らかの変状が生じる可能性がある」と判断されたが、(4)妥当と考えられる措置から早期措置的に何らかの対策を講じることが望ましい状況であると判断したため「III」判定とした。</p>										

【想定する状況】
活荷重：通常の供用では極めて起こりにくい程度の重量の車両の複数台同時載荷など過大な活荷重、地震：道路管理者が緊急点検を行う程度以上の規模が大きく稀な地震
豪雨・出水：橋の条件によっては被災可能性があるような稀な洪水等、その他：道路橋の構造条件等によっては被災可能性があるような台風等の暴風
『自治体から寄せられた主な意見に対する考え方(参考)』より

区分		状態	区分	状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態	A	何らかの変状が生じる可能性は低い
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい状態	B	致命的な状態となる可能性は低いものの何らかの変状が生じる可能性がある
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態	C	致命的な状態となる可能性がある
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態		

※所見の文字色と想定する状況の文字色が関連している。

■点検結果一覧表(報告様式)

33. 第二舟ヶ沢橋		408102401										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		B	A	A	—						II	
上部構造		B	A	A	—	無	無	無	—	無		無
下部構造		A	A	A	—	—	無	無	—	無		無
上下接続部		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(フェールセーフ)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(伸縮装置)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・ラーメン主構(桁)のはく離・鉄筋露出は広範囲に渡り損傷も進行していることから損傷の状態を鑑み上部構造および橋全体の活荷重をBとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・特になし</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・ラーメン主構(桁)にはく離・鉄筋露出が確認された。 ・ラーメン主構(脚)にはく離・鉄筋露出が確認された。</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・ラーメン主構(桁)のはく離・鉄筋露出においては、ただちに致命的な状態になるとは考えにくい早期措置を講じることが望ましい。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「B:致命的な状態となる可能性は低いものの何らかの変状が生じる可能性がある」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から予防保全的に何らかの対策を講じることが望ましい状況であると判断したため「II」判定とした。</p>										

34. 舟ヶ沢橋		408102402										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		A	A	A	—						I	
上部構造		A	A	A	—	無	無	無	—	無		無
下部構造		A	A	A	—	—	無	無	—	無		無
上下接続部		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(フェールセーフ)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(伸縮装置)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・「構造安全性」「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため橋全体の評価をAとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・特になし</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・ラーメン主構(桁)にはく離が確認された。</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・健全なところについては、「構造安全性」、「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため次回点検まで維持作業程度とし、経過観察とする。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「A:何らかの変状が生じる可能性は低い」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から道路橋の機能に支障が生じていない状態であると判断したため「I」判定とした。</p>										

35. 美須々橋		408200201										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		A	A	A	—						I	
上部構造		A	A	A	—	無	無	無	—	無		無
下部構造		A	A	A	—	—	無	無	—	無		無
上下接続部		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(フェールセーフ)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(伸縮装置)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・「構造安全性」「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため橋全体の評価をAとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・特になし</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・ラーメン主構(脚)に漏水が確認された。</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・健全なところについては、「構造安全性」、「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため次回点検まで維持作業程度とし、経過観察とする。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「A:何らかの変状が生じる可能性は低い」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から道路橋の機能に支障が生じていない状態であると判断したため「I」判定とした。</p>										

36. 塔ノ沢橋		408201701										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
部材	評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘		その他(凍害)
橋(全体として)		A	A	A	—						I	
上部構造		A	A	A	—	無	無	無	—	—		無
下部構造		A	A	A	—	—	無	無	—	無		無
上下接続部		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(フェールセーフ)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
その他(伸縮装置)		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
所見		<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・「構造安全性」「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため橋全体の評価をAとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・特になし</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・ラーメン主構(桁)にはく離・鉄筋露出が確認された。</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・健全なところについては、「構造安全性」、「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため次回点検まで維持作業程度とし、経過観察とする。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「A:何らかの変状が生じる可能性は低い」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から道路橋の機能に支障が生じていない状態であると判断したため「I」判定とした。</p>										

【想定する状況】
活荷重：通常の供用では極めて起こりにくい程度の重量の車両の複数台同時載荷など過大な活荷重、地震：道路管理者が緊急点検を行う程度以上の規模が大きく稀な地震
豪雨・出水：橋の条件によっては被災可能性があるような稀な洪水等、その他：道路橋の構造条件等によっては被災可能性があるような台風等の暴風
『自治体から寄せられた主な意見に対する考え方(参考)』より

区分		状態	区分	状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態	A	何らかの変状が生じる可能性は低い
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい状態	B	致命的な状態となる可能性は低いものの何らかの変状が生じる可能性がある
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態	C	致命的な状態となる可能性がある
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態		

※所見の文字色と想定する状況の文字色が関連している。

■点検結果一覧表(報告様式)

37. 第二田ノ沢橋		408202202										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘	その他(凍害)		
部材												I
橋(全体として)	A	A	A	—								
上部構造	A	A	A	—	無	無	無	—	無	無		
下部構造	A	A	A	—	—	無	無	—	無	無		
上下接続部	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
その他(フェールセーフ)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
その他(伸縮装置)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
所見	<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・「構造安全性」「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため橋全体の評価をAとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・特になし</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・ラーメン主構(脚)にひび割れ、遊離石灰の滲出が確認された。</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・健全なところについては、「構造安全性」、「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため次回点検まで維持作業程度とし、経過観察とする。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「A:何らかの変状が生じる可能性は低い」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から道路橋の機能に支障が生じていない状態であると判断したため「I」判定とした。</p>											

38. 湯沢1号橋		408301901										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘	その他(凍害)		
部材												I
橋(全体として)	A	A	A	—								
上部構造	A	A	A	—	無	無	無	有	無	無		
下部構造	A	A	A	—	—	無	無	—	無	無		
上下接続部	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
その他(フェールセーフ)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
その他(伸縮装置)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
所見	<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・「構造安全性」「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため橋全体の評価をAとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・主桁に防食機能の劣化の進展が確認された。</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・主桁に腐食、防食機能の劣化が確認された。 ・橋台堅壁にはく離・鉄筋露出が確認された。</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・(3)で確認された損傷においては「構造安全性」、「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため次回点検まで維持作業程度とし、経過観察とする。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「A:何らかの変状が生じる可能性は低い」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から道路橋の機能に支障が生じていない状態であると判断したため「I」判定とした。</p>											

39. 鷺ノ沢橋		408313301										
2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘	その他(凍害)		
部材												I
橋(全体として)	A	A	A	—								
上部構造	A	A	A	—	無	無	無	—	無	無		
下部構造	A	A	A	—	—	無	無	—	無	無		
上下接続部	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
その他(フェールセーフ)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
その他(伸縮装置)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
所見	<p>(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ※様式-1 ・「構造安全性」「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため橋全体の評価をAとした。</p> <p>(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ※様式-3(その他は凍害とする) ・特になし</p> <p>(3)損傷等の変状の状態 ・床版にはく離が確認された。 ・橋台に漏水が確認された。</p> <p>(4)妥当性があると考えられる措置 ・(3)で確認された損傷においては「構造安全性」、「供用安全性」の観点からは問題なく、損傷も軽微であるため次回点検まで維持作業程度とし、経過観察とする。</p> <p>【告示に基づく健全性の診断の区分】 ・技術的な評価の想定される状況においては「A:何らかの変状が生じる可能性は低い」と判断され、(4)妥当と考えられる措置から道路橋の機能に支障が生じていない状態であると判断したため「I」判定とした。</p>											

2024		想定する状況				特定事象の有無(有もしくは無)					橋梁健全度	
評価項目	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	疲労	塩害	ASR	防食機能の劣化	洗掘	その他(凍害)		
部材												
橋(全体として)												
上部構造												
下部構造												
上下接続部												
その他(フェールセーフ)												
その他(伸縮装置)												
所見												

【想定する状況】
活荷重：通常の供用では極めて起こりにくい程度の重量の車両の複数台同時載荷など過大な活荷重、地震：道路管理者が緊急点検を行う程度以上の規模が大きく稀な地震
豪雨・出水：橋の条件によっては被災可能性があるような稀な洪水等、その他：道路橋の構造条件等によっては被災可能性があるような台風等の暴風
『自治体から寄せられた主な意見に対する考え方(参考)』より